

議案第93号

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

みずほ台中央公園に有料の公園施設を設置するため、富士見市都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市公園条例の一部を改正する条例

富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第6条第4項を次のように改める。

- 4 市長は、第1項又は前項の許可をする場合において、当該許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。
- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前項の許可について準用する。

別表第1に次のように加える。

みずほ台中央公園	交流施設
----------	------

別表第4を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

有料の公園施設の使用料

1 屋外施設

区分 施設名	半日		1日	1時間につき
	午前	午後		
	午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前8時から 午後5時まで	
野球場	1,200円	1,500円	2,500円	300円
ミニ野球場	800円	1,000円	1,600円	200円
テニスコート	800円	1,000円	1,600円	200円
陸上トラック	1,500円	1,800円	3,000円	—
サッカー場	1,200円	1,500円	2,500円	—

備考 市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額の2倍に相当する金額とする。ただし、ふじみ野市及び三芳町に住所、勤務先若しくは通学先を有する個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額とする。

2 屋内施設

区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
交流施設	300円	300円	500円

備考 市内に住所、勤務先若しくは通学先を有しない個人又はその団体の使用料は、所定の使用料の金額の4倍に相当する金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請、使用料の支払手続その他みずほ中央公園の交流施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。